

令和 6 年度
(2 0 2 4 年度)

行政監査結果報告

「防災備蓄物資等の管理状況について」

令和 7 年 (2025 年) 4 月

練馬区監査委員

目 次

第 1	行政監査の概要	1
1	目的	1
2	テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象および範囲	1
5	実施期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の方法	1
	課題等ヒアリング	1
	ヒアリング・実査	2
	監査委員実査	3
第 2	防災備蓄物資等の概要	4
1	練馬区地域防災計画について	4
2	備蓄物資等について	5
第 3	監査結果	11
1	備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか	11
2	備蓄物資等の管理は適切に行われているか	11
3	備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか	13
4	備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか	16
5	区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか	16
第 4	監査委員意見	18
第 5	資料	20
1	災害時における物流業務等の協力に関する協定書	20
2	在宅避難(家庭内備蓄等)の周知啓発事例	24
3	区民意識意向調査の結果(抜粋)	26

第1 行政監査の概要

1 目的

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項）は、財務に関する事務の執行に加えて、組織、人員、事務処理および行政運営等について、事務事業が法令に適合し、合理的かつ効率的に実施されているか、その目的が達成されているかを体系的かつ総合的に監査する。

2 テーマ

防災備蓄物資等の管理状況について

3 選定趣旨

現在区が実施している様々な防災対策のうち、練馬区地域防災計画¹に基づき、災害時において区民の安全・安心の確保に資するために重要な備蓄物資等²が適切に整備され、管理・保管されているか、また、備蓄物資等の供給が適切に行われる体制が確保されているか等を調査・検証する。

1 練馬区地域防災計画...【第2 防災備蓄物資等の概要 1 練馬区地域防災計画について】参照

2 備蓄物資等...【第2 防災備蓄物資等の概要 2 備蓄物資等について】参照

4 監査対象および範囲

災害時の物資の備蓄対策に関する事務事業を行っている部課を対象とした。

5 実施期間

令和6年10月25日（金）から令和7年4月17日（木）まで

6 監査の着眼点

備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか。

備蓄物資等の管理は適切に行われているか。

備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか。

備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか。

区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか。

7 監査の方法

監査は、つぎの から の方法により実施した。

課題等ヒアリング

監査委員は、令和6年12月24日に関係課長から以下の課題について説明を受け、質疑を行った。

- ア 練馬区地域防災計画について（危機管理室危機管理課長）
- イ 備蓄物資等の管理、備蓄場所の配置、管理体制、供給体制について（危機管理室防災推進課長）
- ウ 家庭内備蓄に対する周知について（危機管理室区民防災課長）

ヒアリング・実査

監査事務局は、監査対象課に対して備蓄物資等の保管場所や備蓄物資等の品目・数量、管理状況等について情報収集を行い、現状把握と問題点の抽出を行った。また、監査対象課に資料の提出を求め、関係職員から補足説明を受けるとともに備蓄倉庫の実査を行った。

ア 実査・ヒアリング概要

防災備蓄倉庫は小中学校に配置されているので、定期監査における施設監査の際に状況を確認した。集中備蓄倉庫は、実査チェックシートに基づきチェックを行った。また、監査対象課に関係資料の提出を求め、担当職員から補足説明を受けた。

イ 実査対象施設

(ア) 避難拠点防災備蓄倉庫

区立小中学校98か所にある避難拠点防災備蓄倉庫(以下「防災備蓄倉庫」という。)のうち、令和6年度定期監査(7)の対象施設のうち、32校の実査を行った。

実査対象 防災備蓄倉庫

旭丘小学校	光が丘秋の陽小学校	旭丘中学校
豊玉小学校	光が丘第八小学校	開進第二中学校
豊玉南小学校	石神井台小学校	練馬中学校
開進第四小学校	光和小学校	光が丘第二中学校
南町小学校	北原小学校	光が丘第三中学校
練馬第二小学校	大泉小学校	石神井中学校
練馬東小学校	大泉第二小学校	石神井南中学校
旭町小学校	大泉学園小学校	大泉中学校
春日小学校	大泉学園緑小学校	大泉北中学校
光が丘四季の香小学校	泉新小学校	大泉学園中学校
光が丘春の風小学校		関中学校

(1) 集中備蓄倉庫

区内に24か所（令和7年3月末時点）ある集中備蓄倉庫のうち、延床面積が100㎡以上の倉庫12か所の実査を行った。

実査対象 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫名称	所在地
練馬総合運動場公園防災備蓄倉庫	練馬2 - 29 - 10
練馬防災備蓄倉庫	練馬1 - 17 - 37
光が丘防災備蓄倉庫	光が丘2 - 9 - 6
春日町防災備蓄倉庫	春日町2 - 12 - 1
北町防災備蓄倉庫	北町3 - 1 - 34
高松防災備蓄倉庫	高松4 - 5 - 10
谷原防災備蓄倉庫	谷原4 - 20 - 38
高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32
関町南防災備蓄倉庫	関町南3 - 10 - 3
大泉町防災備蓄倉庫	大泉町2 - 1 - 31
南大泉防災備蓄倉庫	南大泉5 - 20 - 19
大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1

監査委員実査

監査委員は、令和7年1月16日に所管課立会いのもと、防災備蓄倉庫および集中備蓄倉庫各2か所、合計4か所の備蓄物資等の保管状況の実査を行った。

監査委員実査対象 備蓄倉庫

種別	備蓄倉庫名称	所在地
防災備蓄倉庫	光が丘春の風小学校防災備蓄倉庫	光が丘7 - 2 - 1
	光が丘秋の陽小学校防災備蓄倉庫	光が丘2 - 1 - 1
集中備蓄倉庫	高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32
	大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1

第2 防災備蓄物資等の概要

1 練馬区地域防災計画について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「練馬区地域防災計画」が策定されている。計画では、発災時に必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点や集中備蓄倉庫において物資を備蓄するとしている。

食料および生活必需品の確保は、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容）により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。生活必需品については、主に都が備蓄および調達により確保する。」としている。

この役割分担に基づき、区は、都の被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行い、避難所の生活環境を充実・強化させるための取組を行っているとしている。

○計画の修正について

練馬区地域防災計画は、東京都地域防災計画の修正等を踏まえ、毎年検討を加え、必要がある場合は修正していくとされている。

都は、令和4年5月に首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命とくらしを確実に守るため、令和5年5月「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。都の新たな被害想定においては、区内で全壊棟数約2,500棟、建物消失棟数約11,000棟、死者数314人、避難者数最大約13万人等の被害が想定されている。これに伴い、区では、被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や都の計画、近年の災害から得た教訓・社会経済情勢の変化を取り入れたものとして、令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

2 備蓄物資等について

備蓄場所	備蓄物資等
防災備蓄倉庫	避難所と防災拠点両方の機能を備えた避難所として全区立小中学校に設置。1か所あたり700人分の飲料水や食料、生活必需品などの物資を備蓄している。
集中備蓄倉庫	避難者および帰宅困難者分の備蓄について、都の被害想定に基づく必要数と避難拠点等における備蓄量の差分を備蓄している。その他、発災2日目以降の食料の一部を都からの寄託を受けて備蓄している。令和7年3月末時点で区内24か所に設置している。
練馬区帰宅支援ステーション	帰宅困難者の一時滞在および徒歩帰宅を支援するため、区内7か所に設置。1ステーションあたり400人分の飲料水や食料、携帯トイレ等を備蓄している。
保健相談所（6か所）・ 区民事務所（3か所）	避難者用液体ミルク

備蓄物資等の品目について

国が示す基本8品目を優先的に備蓄している。加えて避難所の生活環境を向上させるために、区民等の要望や他の被災地での事例を参考に物資の充実に努めている。98か所の拠点には共通の物資が備蓄されており、その品目は避難拠点運営の手引にて共有されている。

【避難拠点備蓄物資等一覧】参照

国が示す基本8品目

食料	大人用おむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

令和6年度は新たに口腔ケア用品やボディシートなど衛生用品の備蓄を開始した。また、アレルギー対応食や携帯トイレの増量などにも取り組んでいる。

避難拠点運営の手引(令和3年4月一部改訂版)第6章資料編より抜粋

避難拠点備蓄物資等一覧

令和3年4月1日時点

区分	物資名	1避難拠点あたりの数量(700人分)	区分	物資名	1避難拠点あたりの数量(700人分)
1	クラッカー(1箱70食入り)	1,330食	43	スコップ	5本
2	アレルギー対応食品(ライスクッキー)※R2年度から順次備蓄	70食	44	腕章	31枚
3	アルファ化米(1箱50食入り)	700食	45	ビブス	12枚
4	調製粉乳	21缶	46	ガソリン携行缶	2個
5	アレルギー対応調製粉乳	1缶	47	組立式トイレ(洋2・洋パネル式1)	3台
6	哺乳瓶	30本	48	マンホールシューター	2台
7	炊飯袋	7,000枚	49	マンホール開閉用手鍵	1本
8	保存水(500ml)	2,100ℓ	50	携帯トイレ	700枚
9	給水袋	700枚	51	ろ過器(残留塩素測定器・薬剤含む)	1台
10	組立水槽	3基	52	加工薪	50kg
11	ポリ容器(10ℓ)	240個	53	ガソリン缶詰(1ℓ)	32缶
12	毛布	700枚	54	灯油缶詰(1ℓ)	32缶
13	寝袋	700枚	55	灯油用ポンプ	1個
14	敷物	240枚	56	灯油運搬用ポリタンク	2個
15	子供用紙おむつ	486枚	57	じょうご	1個
16	大人用紙おむつ	330枚	58	ブロック	12個
17	ローソク	274本	59	トランジスタメガホン	2個
18	さらし	100反	60	トランシーバー	5個
19	担架	2台	61	筆談ボード	2枚
20	ガーゼ	282枚	62	スタンドパイプセット(消火栓用)	1式
21	包帯	60巻	63	スタンドパイプセット(応急給水栓用)	1式
22	生理用品(昼用)	800枚	64	特設公衆電話用電話器	3台
23	生理用品(夜用)	164枚	65	各種電子機器用乾電池(単1・2・3)	1式
24	三角巾	70枚	66	立入禁止テープ	2個
25	マスク	1,400枚	67	ブルーシート	3枚
26	ニトリル手袋	500組	68	ビニロンテープ(50m)	1本
27	非接触型体温計	3個	69	室内灯兼懐中電灯	2本
28	フェイスシールド	40枚	70	100m原反ロール(養生シート)	3本
29	カッパ(防護服)	40着	71	台車	1台
30	ペーパータオル	300枚	72	OAタップ	3個
31	ごみ袋	30枚	73	LEDランタン(単1乾電池3本使用)	10個
32	かまどセット	4台	74	LEDランタン用乾電池(単1)	30本
33	深釜	2個	75	ポータブルスロープ	1台
34	煮炊用バーナー	3台	76	折り畳みヘルメット	6個
35	ひしゃく	2本	77	折り畳みコンテナ(初動用品収納用)	1台
36	発電機(*情報拠点・医療救護所は1台加配)	3台	78	スマートフォン・携帯電話用充電器	1台
37	投光器	2台	79	避難所用屋内テント	8張
38	LED投光器	6台			
39	コードリール	3台			
40	懐中電灯	5個			
41	手持ちライト	2個			
42	万能おの	5本			

備蓄物資等の備蓄量および備蓄場所について

区の役割は1日分の備蓄が目標であるが、飲料水と食料は都の被害想定による避難者数78,200人より2割増として合計93,840人分を備蓄している。

加えて、物流が滞った場合に備え、発災2日目以降の食料の一部をあらかじめ都からの寄託を受けて区内の集中備蓄倉庫で備蓄している。

避難拠点としている区立小中学校98か所の防災備蓄倉庫には飲料水や食料、毛布、おむつ、生活必需品などについて1か所あたり700人分の物資が備蓄されている。

集中備蓄倉庫は、避難拠点で備蓄物資の不足が生じた場合に、予備の物資を補給するため、区内24か所に設置している。(令和7年3月末時点)

また、帰宅困難者対策として、都の被害想定による43,200人分の一時滞在および徒歩帰宅を支援するための物資も、練馬区帰宅支援ステーション等において備蓄している。なお、令和6年度に新たに追加された衛生用品は、上水道断水率を加味して数量を算出し、集中備蓄倉庫にて備蓄している。

備蓄物資等の管理について

備蓄物資等の管理は、令和5年度から運用を開始した災害情報システムを活用している。備蓄物資等の備蓄場所や品目、使用・賞味期限、備蓄数等を防災推進課の担当職員がシステムに入力し管理を行っている。

賞味期限等で入替えが必要な物資や、新たに備蓄を開始した物資等の倉庫への搬出入については、防災推進課が行っている。

賞味期限等がある備蓄物資の活用について

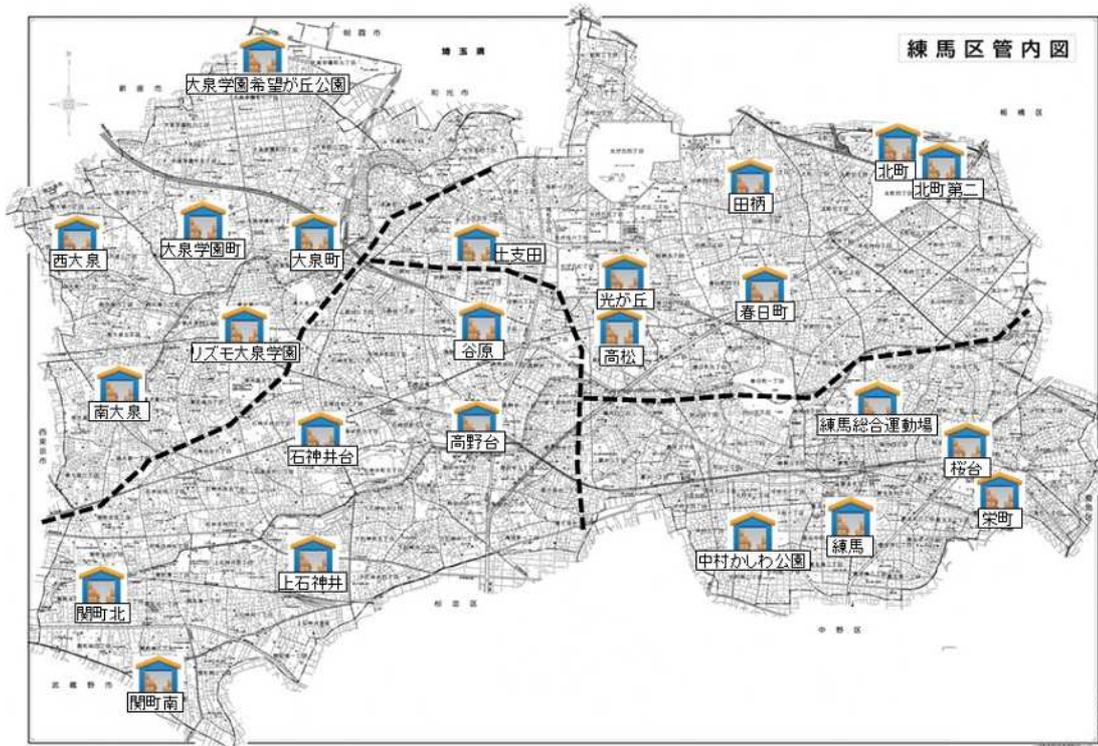
賞味期限等がある備蓄物資は、物資入替えの際に、防災訓練で参加者に配布、また、区事業などでチラシとともに区民に配布し、防災意識の啓発につなげるなど、廃棄することなく有効活用している。

備蓄物資...食料関係、飲料水関係、生活必需品、医療衛生関係の備蓄物資のこと。

集中備蓄倉庫の整備について

集中備蓄倉庫は、現在 24 か所整備されている。練馬区地域防災計画では 26 か所を目標に追加整備を行っていくこととしている。今後、集中備蓄倉庫の空白地域を解消するために、区有地の活用や区立施設等の改修・改築等の機会を捉え、集中備蓄倉庫を整備するとしている。

集中備蓄倉庫位置図(令和6年度末時点)



集中備蓄倉庫一覧(令和6年度末時点)

集中備蓄倉庫名称	所在地	延床面積(m ²)
練馬総合運動場公園防災備蓄倉庫	練馬2 - 29 - 10	100.00
練馬防災備蓄倉庫	練馬1 - 17 - 37	145.80
栄町防災備蓄倉庫	栄町9 - 10	75.40
中村かしわ公園防災備蓄倉庫	中村1 - 17 - 1	34.10
桜台防災備蓄倉庫	桜台2 - 19	81.03
光が丘防災備蓄倉庫	光が丘2 - 9 - 6	210.00
春日町防災備蓄倉庫	春日町2 - 12 - 1	145.20
北町防災備蓄倉庫	北町3 - 1 - 34	123.00
北町第二防災備蓄倉庫	北町1 - 28	67.48
田柄防災備蓄倉庫	田柄2 - 41	80.99
谷原防災備蓄倉庫	谷原4 - 20 - 38	150.00
高野台防災備蓄倉庫	高野台3 - 8 - 32	175.50
関町北防災備蓄倉庫	関町北5 - 13 - 40	63.00
関町南防災備蓄倉庫	関町南3 - 10 - 3	138.00
土支田防災備蓄倉庫	土支田2 - 12 - 2	50.22
上石神井防災備蓄倉庫	上石神井3 - 2 - 26	70.00
大泉町防災備蓄倉庫	大泉町2 - 1 - 31	132.00
南大泉防災備蓄倉庫	南大泉5 - 20 - 19	156.00
リズモ大泉学園防災備蓄倉庫	東大泉1 - 28 - 1	30.00
西大泉防災備蓄倉庫	西大泉5 - 25	49.58
大泉学園町防災備蓄倉庫	大泉学園町3 - 5 - 5	47.12
大泉学園町希望が丘公園防災備蓄倉庫	大泉学園町9 - 1	105.91
高松防災備蓄倉庫	高松4 - 5 - 10	399.87
石神井台防災備蓄倉庫	石神井台6 - 5	80.86

備蓄物資の輸送について

災害時の輸送体制を確保し、物流業務等を円滑に実施するため、一般社団法人東京都トラック協会練馬支部(以下「東京都トラック協会」という。)と協定を締結している。都も同様に東京都トラック協会と災害時の物流に関して協定を締結している。

【第5 資料 1 災害時における物流業務等の協力に関する協定書】参照

家庭内備蓄等の周知啓発について

自宅の倒壊や火災による危険がなく安全確認ができた場合には、自宅で生活を続ける在宅避難が基本となる。

練馬区地域防災計画では、建物の耐震補強や家具類の転倒防止等室内の安全対策、食料や水、携帯トイレ等生活必需品の備蓄など、在宅避難対策の支援に取り組むとしている。

「防災の手引」を令和6年度に改訂し、在宅避難の際に必要な備蓄品目の記載等の充実を図り、令和7年7月に全戸配布する予定である。また、防災フェスタや地域における訓練、講習会など様々な機会を活用し、在宅避難の重要性について周知啓発を強化していくとしている。

第3 監査結果

区が実施している様々な防災対策のうち、災害時において区民の安全・安心の確保に資するために備蓄物資等が適切に整備されているか等、5つの着眼点から検証を行った。

その結果、区は練馬区地域防災計画に基づき、備蓄物資等を防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫で管理・保管していることが確認できた。また、東京都トラック協会と細部にわたり協定が締結されており、備蓄物資の供給体制も確保されている。家庭内備蓄についても、引き続き周知啓発を強化していくことが確認できた。

これらのことから、個別事項については検討を要するものがあつたものの、防災備蓄物資等については概ね適正に管理していると認められる。

なお、検証結果に基づく個別意見については、備蓄物資等をより適切に管理するための課題と捉え、その改善に取り組まれない。

1 備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか

練馬区地域防災計画において、備蓄物資等の備蓄量については、都・区間の役割分担により、区が1日分を目標に備蓄することとされており、都の被害想定から算出した必要数を概ね備蓄していることを確認した。また、備蓄場所についても練馬区地域防災計画に基づき、避難拠点および集中備蓄倉庫に備蓄されている。

備蓄物資は、基本8品目を基準としながらも、要望にあわせて必要な物資を備蓄している。飲料水については、区で基準を定め各倉庫で備蓄している。

また、避難所の生活環境を向上させるために、令和6年度から新たに口腔ケア用品やボディシートなど衛生用品の備蓄を始めた。アレルギー対応食や携帯トイレの増量など物資の充実にも取り組んでいる。令和7年度には避難者の健康を維持するために、1か所あたり30個のエアベッドの備蓄を開始するなど、引き続き備蓄物資を充実し避難所の生活環境の向上に取り組むとしている。

2 備蓄物資等の管理は適切に行われているか

備蓄物資は適正に管理されているか

令和4年5月に、都が首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、令和5年5月に「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。区では都の新たな被害想定で示された課題への対応や都の計画、近年の災害から得た教訓、社会経済情勢の変化を取り入れたものとして令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

計画の修正に伴い、備蓄物資についても新たな避難者数等にあわせて備蓄数を管理している。また、備蓄物資の品目についても、国が示す基本8品目を優先的に備蓄しているが、避難所の生活環境を向上させるために、要望や他の被災地での事例を参考に物資の充実に努めていることを確認した。なお、基本8品目のうち、トイレトーパーについては、避難拠点となる学校の在庫を活用することとしている。

監査委員実査および事務局実査を行った避難拠点の備蓄倉庫については、避難拠点要員や学校教職員、避難拠点運営連絡会による訓練が積極的に行われている学校は管理が行き届いている傾向にあった。

台帳の数値と実際の備蓄物資等の数は整合がとれているか

備蓄物資等は、令和5年度から運用を開始した災害情報システムにおいて数量が管理されている。また、監査事務局が行った集中備蓄倉庫の実査において、台帳の数値と実際の備蓄物資等の数を照合し、概ね一致していることを確認した。

この災害情報システムが導入されたことで、発災時に避難拠点からの要望・対応状況が共有できる体制が整った。

定期的に在庫管理が行われているか

防災備蓄倉庫は、備蓄物資入替え時等において定期的に在庫管理が行われていることを確認した。

集中備蓄倉庫は、令和4年度に集中備蓄倉庫備蓄物資再配備委託を行い、備蓄物資が迅速かつ効率的に搬出できるよう配置・配分の整理が行われた。主な内容は以下のとおり。

- ・地域（練馬、光が丘、石神井、大泉）ごとの物資総数が均等になるように物資を配分すること
- ・倉庫内の物資配置について、搬出の容易さ、ハンドリフトによる導線の確保を行うこと
- ・物資は、原則として、パレットに載せた状態にすること
- ・物資の積み上げの高さは2メートル以内とし、2メートル以上となる場合は倒壊防止措置をとること
- ・作業後の防災倉庫の物資配置図および物資一覧の図面を提出すること

その後、令和5年度から運用を開始した災害情報システムにおいて、物品の数量管理を行っており、場所、数量、種類、期限について適正な在庫管理がされていた。

他自治体や民間の物流倉庫では、物資の種類や保管場所をリアルタイム

で把握し、管理の効率化を図ることができるよう二次元バーコードやRFIDなどによる在庫管理を行っているところもある。区においては、既に災害情報システムにて在庫管理が行われているところであるが、更なる効率化についても検討されたい。

RFID...「Radio Frequency Identification」の略で、専用タグ(RFタグ/ICタグ)のデータを非接触で読み書きする技術のこと

備蓄物資等の品質は確保されているか。使用期限を迎えた備蓄物資等の処分は適切か

備蓄物資は災害情報システムにおいて、賞味期限等を管理し入替えを行っている。処分に当たっては以下のような取組を行い、有効活用を図っている。

- ・防災備蓄倉庫の飲料水は、学校において活用
- ・アルファ化米 やクラッカーなどは、各部に活用見込数を調査し、各部において区民等に配布

アルファ化米...炊いたご飯を乾燥させて作られた加工米のこと。

- ・液体ミルクは、区立施設において区民等に配布
- ・生理用品は、コロナ禍において令和3年度から、男女共同参画センターえーる、総合福祉事務所4か所、生活サポートセンター、保健相談所6か所において区民等に配布、また、社会福祉協議会を通じて、女性保護団体やこども食堂など地域で活動する団体に提供し、各団体の活動の中で必要とする方等に配布

以上のように、備蓄物資のうち使用期限があるものについて、廃棄せず活用するよう取り組んでいる。また、区民等への配布の際はリーフレットを作成し啓発するなどの取組を行っており評価できるものである。備蓄物資は、公費で取得した区民の財産であり、公正かつ適切な取扱いが求められる。一部廃棄せざるを得ない備蓄物資も存在していることが確認されたため、引き続き、備蓄物資の有効活用に尽力されたい。

3 備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか

備蓄倉庫等の設置場所について

防災備蓄倉庫は、学校改築等の機会を捉え、体育館など避難者への物資の配布場所までの動線にも配慮して設置することが望ましい。

集中備蓄倉庫は、練馬区地域防災計画において26か所の目標を定めており、早期の倉庫整備に努められたい。一方で、他自治体では区域外に大規模な倉庫を確保しているところもあり、避難所の生活物資の充実に向けて、集中備蓄倉庫の在り方について参考にされたい。

他自治体では中高層住宅の建築に際し防災備蓄倉庫等の設置基準を設けている事例もある。区内の中高層住宅の居住者の割合は45%となっており、中高層住宅に対して備蓄体制を強化、充実するための方策について更なる取組を進められたい。

鍵の管理について

防災備蓄倉庫の鍵は、各小中学校の職員室等に保管しているほか、区職員である避難拠点の班長および副班長が所持している。

集中備蓄倉庫の鍵は、区役所本庁舎7階危機管理室にて保管されている。また、現地でも鍵を保管するため、各集中備蓄倉庫に暗証番号付きのキーボックスを設置している。

引き続き、避難拠点要員は日頃から学校教職員と鍵の保管場所の情報を共有し、倉庫が開錠できるか等を訓練等により確認をし、発災時に確実に対応できるようにされたい。

倉庫内にある備蓄物資等のレイアウト図の掲示について

実査の結果、防災備蓄倉庫は、多くの倉庫で入り口に備蓄物資の一覧が掲示されていた。

一方、集中備蓄倉庫は、実査を行った倉庫の半数においてレイアウト図が貼られていなかった。発災時には平時とは異なる職員が作業を行うことが想定されるため、必要な物資を効率よく取り出せるよう、備蓄物資等の配置場所がわかるレイアウト掲示等について検討されたい。

照明および懐中電灯等の配備について

集中備蓄倉庫の多くは、照明器具および停電時を想定しての懐中電灯が出入り口付近に備えられていたが、一部においては照明器具がなく、懐中電灯の備えも確認できなかった。

また、防災備蓄倉庫の一部は、通電していないため照明が使えない箇所も見受けられた。

発災時において、備蓄物資等を的確かつ安全に取り出すため、照明器具の設置について検討するほか、懐中電灯等の設置、ならびに場所の表示等を徹底されたい。

備蓄物資の転倒防止措置について

実査を行った集中備蓄倉庫において、一部の備蓄物資は梱包用ラップが巻かれるなど転倒防止措置がされていたが、ほとんどの備蓄物資は転倒防

止措置がされていなかった。

また、防災備蓄倉庫においては、天井近くまで備蓄物資が積み上げられているところや、倉庫内のスペースほぼ全てが備蓄物資で埋め尽くされているところがあった。

地震により備蓄物資が崩れ、倉庫の開閉が不可能となる事態も想定される。災害時に備蓄物資が円滑に取り出せる対応策を検討されたい。



天井近くまで積まれた毛布



転倒防止措置がされた物資

備蓄品の搬出について

集中備蓄倉庫では、倉庫床面の高さがトラックの荷台と合っており、トラックへの積み込みが容易になる工夫がなされている。(右写真参照)

また、倉庫周りにスロープが設置されており、倉庫外へのスムーズな搬出入が可能となっている。倉庫内の通路も確保されており、発災時においてもスムーズな搬出が可能となる。

ほとんどの倉庫においては、ハンドリフトによる搬出を想定し、品目ごとにパレットに載せる形で保管されていた。

しかしながら一部ではあるが、段差がある倉庫や、2階および地下に設置された倉庫もあり、物資の搬出が円滑ではない倉庫も見受けられた。

今後、新たな倉庫整備や既存倉庫を改修・改築する際には、搬出入を考慮した整備に努められたい。



その他

実査を行った集中備蓄倉庫では、脚立や消火器についても概ね設置がされていた。施設名表示は、一部表示のない倉庫があったため、名称の表示をされたい。

4 備蓄物資等の供給体制は十分に確保されているか

発災時、区内の被害程度は一様ではなく、地域によって差が生じることが想定される。被害が大きい避難拠点等で物資が不足した場合は、集中備蓄倉庫や他の避難拠点等から物資を輸送することとなる。迅速に物資を輸送する体制として、東京都トラック協会と「災害時における物流業務等の協力に関する協定」を締結し備えていることを確認した。

都や国からの支援物資は都が区内輸送拠点へ輸送することになっている。受け入れた支援物資と東京都米穀小売商組合練馬支部やスーパーマーケット・コンビニなどの協定事業者等から調達した物資についても、協定事業者（東京都トラック協会）が輸送することとしている。燃料を確保の上、実効性のある物資の供給体制を確立されたい。

また、発災直後には多くの帰宅困難者が発生することが想定されている。練馬区帰宅支援ステーションへの物資についても、迅速かつ確実に物資を供給されたい。

5 区民への家庭内備蓄に対する周知が図られているか

区報やホームページ、全戸配布している「わたしの便利帳」、「防災の手引」などで在宅避難を行うための家庭内備蓄について周知を行っている。在宅避難が可能となる建物の耐震化に加え、家具類の転倒防止やガラス飛散防止などの室内の安全対策についても周知を行っている。

家庭での安全対策を推進するため、家具類の転倒防止用品・感震ブレーカー、避難用品・保存食料など防災用品のあっせんを行っている。中高層住宅においても在宅避難が可能となるよう、令和7年度からマンホールトイレや応急給水栓の助成を開始するとしている。

「防災の手引」は、在宅避難の際に必要な備蓄品目の記載等を充実し、見やすさにも重点をおいて令和6年度に改訂し、令和7年7月に全戸配布を予定している。

新たに開始する助成制度の周知や、防災用品のあっせんについても引き続き取り組まれない。また、他自治体では中高層住宅の建築に際し防災備蓄倉庫等の設置基準を設ける事例や、自主防災組織に対し備蓄物資の購入助成を行っている事例もある。在宅避難の実効性を高めるための取組について他自治体例も参考にされたい。

【第5 資料 2 在宅避難（家庭内備蓄等）の周知啓発事例】参照

令和5年度に実施した区民意識意向調査では、「大地震が起きても、自宅が安全であれば在宅避難を選ぶ」と回答した者が全体の85.0%にのぼった。家庭での備蓄量を聞いたところ、飲料水・食料は、「3日分以上」と回答した者が42.2%で4割を超えており、「特にしていない」は14.6%であった。一方で、携帯トイレは、「3日分以上」は20.2%で、「特にしていない」は53.1%であった。

令和6年度の同調査では、飲料水・食料について「3日分以上」と回答した者は前年度比5.9ポイント増の48.2%であり、「特にしていない」は1ポイント減の13.6%であった。携帯トイレは、「3日分以上」は前年度比3.8ポイント増の24.0%で、「特にしていない」は前年度比7.9ポイント減の45.2%であった。昨年度と比較して、いずれも家庭内の備蓄が進んでいる様子が見える。

携帯トイレは未だ半数近くの家庭で備蓄が進んでいない状況である。令和6年能登半島地震では、上下水道が甚大な被害を受けたことにより、避難所や自宅のトイレが使用できず、深刻なトイレ不足が発生した。中高層住宅においては発災時にトイレ排水管の破損などによる下階住戸への影響の問題もある。在宅避難のためには携帯トイレの備蓄は欠かせない。家庭での備蓄を進めるため、区民の実践に繋がるよう、なお一層の周知啓発に努められたい。

【第5 資料 3 区民意識意向調査の結果（抜粋）】参照

第4 監査委員意見

東京都は、令和4年5月に首都直下地震等の被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命と暮らしを確実に守るため、令和5年5月「東京都地域防災計画(震災編)」を修正した。これに伴い、区では、被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や都の計画、また、近年の災害から得た教訓・社会経済情勢の変化を取り入れたものとして、令和6年3月に「練馬区地域防災計画」を修正した。

国は、政府の特別機関である地震調査研究推進本部において、首都直下地震の発生確率は今後30年間に70%の確率であるとしている。また、令和7年1月には、南海トラフ巨大地震の発生確率を80%に引き上げた。

自然災害は予測が難しく、発生すれば甚大な人的・経済的被害をもたらす恐れがある。人的・経済的被害を最小限に食い止めることが区の責務であり、全職員が危機感を共有し、それを実現するために様々な方策を講じなければならない。

現在、区は「攻めの防災」を積極的に展開し、ハード・ソフトの両面から様々な災害予防対策を進めている。地震等の災害発生直後における食料や飲料水、生活必需品の確保は、避難所運営の初期段階で特に重要である。区民の命・安全を守るため、災害時に備蓄物資が有効に機能するよう、更なる防災体制の構築に努められたい。

1 防災備蓄物資等の適正な管理について

集中備蓄倉庫について

集中備蓄倉庫は、今後、備蓄物資を充実させていくことが不可欠となる中、現状の備蓄倉庫の収容能力を精査し、必要な備蓄物資等が滞りなく各地域に配備されなければならない。集中備蓄倉庫の配置については、今後、空白地域を解消するために、区有地の活用や区立施設等の改修・改築等の機会を捉え、計画的な倉庫増設により、備蓄対策を強化されたい。

なお、都内他自治体では、大型の倉庫を設置し備蓄物資を一括で管理し迅速な搬出入を可能としている事例もある。区においても備蓄物資の配備を計画する上で、平常時の管理と災害時の有効性、それぞれの観点から備蓄倉庫の在り方について検討されたい。

また、備蓄物資の効率的な管理のために、二次元バーコードやRFIDなどを活用した方法の導入等、在庫管理のDX化についても引き続き検討されたい。

RFID...「Radio Frequency Identification」の略で、専用タグ(RFタグ/ICタグ)のデータを非接触で読み書きする技術のこと

防災備蓄倉庫について

避難拠点は避難者だけでなく地域の在宅避難者を含めた物資や飲料水の供給地点となる。防災備蓄倉庫は避難拠点開設後、直ちに物資の出し入れが必要となる施設である。避難拠点関係者による会議や訓練が積極的に行われている避難拠点は、備蓄倉庫の管理が行き届いている傾向にあった。一方で、開錠に時間を要する倉庫や、備蓄物資等が整頓されていない倉庫も見受けられた。平時から区と学校の避難拠点要員、避難拠点運営連絡会がともに行う訓練や会議の重要性について、関係者に改めて周知し、発災時に円滑に拠点運営が行えるよう、防災力の強化に取り組まれない。

2 防災備蓄物資の迅速な搬入・搬出体制の強化について

防災備蓄物資の供給体制は協定により確保されている。発災時に備蓄物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、協定事業者(東京都トラック協会)との合同訓練を充実させ、協定の実効性の向上に努められたい。

なお、都内他自治体では、備蓄物資の購入・輸送・管理業務等の包括管理を民間物流事業者に委託し事務の効率化を図っている事例がある。区においても民間物流事業者の活用について参考にされたい。

3 実践に繋がる区民への啓発について

区民一人ひとりの防災意識を高め防災への取組を重ねることが区全体の防災力を高めていくことに繋がる。今後も区報、ホームページ、ねりまホットラインに加えて、区民の生活スタイルの変化を踏まえ、YouTubeなどのSNSを活用されたい。区民が集まる様々な機会を捉え、区民の防災意識が実践に繋がるよう、なお一層の周知啓発に努められたい。

防災への備えは「自助」「共助」「公助」のバランスが重要である。「共助」については、これまで町会や自治会、集合住宅の管理組合等に対し協力を依頼しているが、町会、自治会に関わる人の高齢化等により、災害時の活動が困難になっているところもある。区内の民間企業等にも、「共助」として災害対策に取り組むことができるような仕組みを検討し、区の防災力の強化に努められたい。

第5 資料

1 災害時における物流業務等の協力に関する協定書

資料 12-001 災害時における物流業務等の協力に関する協定書

災害時における物流業務等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

物資等 備蓄物資、救援物資および資器材等をいう。

物資輸送拠点 練馬区地域防災計画に定める地域内輸送拠点、救援物資集積所、備蓄倉庫のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。

練馬区災害時物流コーディネーター 災害時に乙が練馬区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ派遣する、物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。

物流業務等 つぎに掲げる業務をいう。

ア 物資等の輸送

イ 物資等の保管

ウ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等

エ 物流業務に必要な車両、施設、荷役機械または資機材等の供給

オ 練馬区災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣

カ アからオまでに掲げる業務のほか、区長が必要と認める業務

災害時供給車両 乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対して原則文書により協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時においては、甲の指定する区の運営責任者（総務部

経理用地課長の職にある者をいう。)がコーディネーターに対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

(コーディネーター)

第4条 乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中からコーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。

2 コーディネーターは、練馬区の区域内で震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲および乙で協議して指定した場所に出動するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に出動できないときは、速やかに運営責任者に連絡し、その後の対応については甲および乙間で協議するものとする。

4 コーディネーターは、つぎの職務を行う。

物流業務全般に関する助言および調整

物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保および調整その他輸送に関する助言および調整

物資等の保管に関する助言および調整

物資輸送拠点および備蓄倉庫の設置、運営ならびに物資等の保管場所の確保に関する助言および調整

物資等の配分計画の立案および在庫管理に関する助言および調整

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(平常時の連携等)

第4条の2 甲および乙は、平常時から備蓄倉庫の物資等の保管および配備に係る業務について連携して取り組むものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する業務の履行に当たっては、甲および乙との間で別途委託契約を締結する。

4 前項の契約に係る金額は、甲乙協議の上、別に定める。

(報告等)

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に応じたときは、必要に応じ、甲に対してつぎに掲げる事項を報告するものとする。

物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種および人員数

物資等の輸送の期間、輸送区間および走行距離

輸送した物資等の品目、内容および数量

コーディネーターが災害対策本部に従事した期間および人員数

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 甲および乙は、災害時において各々が知り得た災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(費用負担等)

第6条 第3条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領または災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲および乙が協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

4 乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の保管に係る業務を継続するものとする。

5 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例(昭和63年3月条例第11号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲または乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲または乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

3 この協定に基づき乙の保管する物資等が、地震による天井の落下その他乙の責めに帰さない事由により破損し、または滅失したとき等は、乙はその賠償の責任を負わない。この場合において、その賠償の責任は甲が負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、平常時において、災害時供給車両の供給を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出の申請を公安委員会に行うものとする。

3 甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

(燃料の確保)

第10条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲および乙は、それぞれの連絡の体制およびその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に発動発電機を貸与するものとする。

3 乙は、乙の会員の名簿および災

害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲に提出するものとする。

(被災自治体支援への協力)

第12条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上定めるものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の3か月前までに、甲または乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 耀男

乙 東京都練馬区貫井四丁目47番56号

一般社団法人東京都トラック協会練馬支部

支部長 佐久間 恒好

2 在宅避難(家庭内備蓄等)の周知啓発事例

区報による周知(令和5年9月1日号)



家庭での備蓄をチェック! **自助**

自宅に被害がない場合は、自宅での生活を続ける「在宅避難」をしましょう。食料を多めに購入し、使った分を補充する「ローリングストック」がおすすめです。▶問合せ:区民防災第一係 ☎5984-2601

◆水や食料は最低3日分、できれば1週間分

- 水**
 - ・飲料水(1人1日3ℓ)
 - ・風呂の残り湯など(生活用水に使用)
- 食料**
 - ・すぐに食べられるもの(缶詰など)
 - ・簡単な調理で食べられるもの(即席麺など)
- その他**
 - ・卓上カセットコンロ、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー など

菜やおむつなども、家庭の状況に合わせて準備!

📱 簡易トイレを備えていますか?

断水や下水被害が発生すると、自宅のトイレが使用できなくなります。家族の人数に合わせて、簡易トイレを備蓄し、在宅避難に備えましょう。
(例えば、4人家族の場合…)

1日5回分 × 7日分 × 家族の人数(4人分) = 備蓄数(140個)

自分に合った備蓄をさらにチェック!

▲東京備蓄ナビ



便利帳による周知（令和6年10月発行版）

さまざまな備え

問 防災学習センター

☎5997-6471

在宅避難の備え

大地震により電気・ガス・水道などが止まっても生活できるように、最低3日分、可能な限り1週間分程度は生活に欠かせない物を用意しておきましょう。食料品や飲料水などは、日常的に購入している品物を多めに購入し、消費しながら補充する方法（ローリングストック）も有効です。また、トイレの備えとして、災害用携帯トイレも用意しましょう。慢性病の方がいる家庭では日頃飲んでる薬やお薬手帳、乳幼児がいる家庭では育児用ミルクやベビーフードなど、それぞれの家庭に応じた備えをしておくことが大切です。

防災、安全安心

防災用品の購入（あっせん事業）

区内在住・在勤の方に、防災用品（家具転倒防止器具・保存食・感震ブレーカーなど）を特別価格であっせんします。区民防災課（本庁舎7階）・防災学習センター・各区民事務所（練馬を除く）などでパンフレットを配布しています。通信販売方式のため、直接取扱業者へお申し込みください。



日頃から準備しておくこと

家具類の転倒防止や建物の耐震化を行うなど、自宅の安全対策が大切です。また、災害時に必要なものを備蓄し、持ち出すものを用意しておきましょう。

家の中の安全対策

タンスなどの家具、冷蔵庫、ピアノは、ベルトやL字金具などで転倒・移動防止対策をしておきましょう。食器棚や本棚はゴムバンドやひもをかけて落下防止を、ガラスは飛散防止フィルムを貼り飛散防止を行いましょう。

● 防災用品の購入（あっせん事業） → 14p参照

民間建築物アドバイザー派遣助成制度

問 防災まちづくり課耐震化促進係 ☎5984-1938

分譲マンションや賃貸住宅などの所有者、公共施設、災害時医療機関および緊急輸送道路沿道建築物などの所有者がアドバイザー派遣をした場合、かかった費用に対して助成します。

対象

防災、安全安心

3 区民意識意向調査の結果(抜粋)

令和5年度 区民意識意向調査報告書(抜粋)

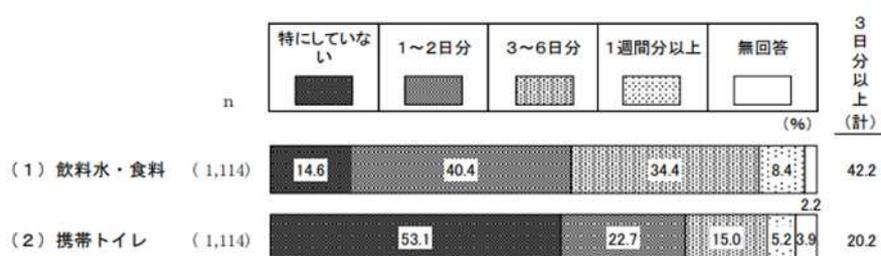
(5-1) 家庭での備蓄量

◇飲料水・食料は『3日以上』が4割を超える

◇携帯トイレは「特にしていない」が5割を超える

問31-1 あなたは、家庭での備えは、最低でも3日分、可能な限り1週間分の備蓄をしておくことが重要です。あなたは、問31でお聞きした備蓄物資のうち(1)飲料水・食料、(2)携帯トイレについて、どのくらい備蓄していますか。(〇はそれぞれ1つ)

図2-5-4 家庭での備蓄量

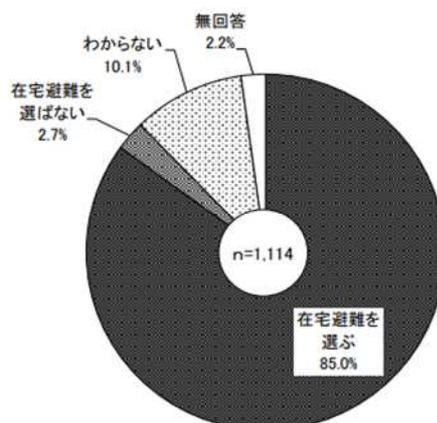


(7) 在宅避難の選択

◇「在宅避難を選ぶ」が8割半ば

問33 大地震が起きても、自宅が安全であれば必ずしも避難拠点到避難する必要はなく、自宅で過ごす「在宅避難」を呼び掛けている。あなたは、自宅が安全であれば在宅避難を選びますか。(〇は1つ)

図2-7-1 在宅避難の選択



自宅が安全であれば在宅避難を選択するかを聞いたところ、『在宅避難を選ぶ』(85.0%)が8割半ばとなっている。(図2-7-1)

令和6年度 区民意識意向調査報告書(抜粋)

(2) 家庭での備蓄量

◇飲料水・食料は『3日分以上』が5割近く

◇携帯トイレは「特にしていない」が4割半ば

問24 家庭での備蓄は、最低でも3日分、可能な限り1週間分備えておくことが重要です。問23でお聞きしたもののうち、(1)飲料水・食料、(2)携帯トイレはそれぞれのくらい備蓄していますか。(〇はそれぞれ1つ)

図2-2-1 家庭での備蓄量

